

由布市空き家改修支援事業補助金について

R6.4.1～

※補助金の申請を行う際には必ず事業実施前に市への相談・確認をお願いします。
(電話、メール、オンライン相談、窓口相談等)

※この補助事業は、補助金交付決定後に、申請者が家財処分費用、改修費用を支払った後に交付される
ものです。

※毎年度、予算の上限がありますので、予算の上限に達した場合は、空き家改修補助金の交付が
受けられない場合があります。予めご了承ください。

(1) 家財処分補助

【補助要件・対象者】

- ①自己の所有する空き家を、由布市定住促進住宅情報登録制度「空き家バンク」へ登録した（又は登録する）所有者
※ただし令和4年4月1日以降の登録（予定）の物件
- ②処分については、廃棄物の処理等に関する法律により、一般廃棄物処理業免許を受けている事業者が行うこと。
- ③由布市税の滞納をしていないこと。
- ④空き家の利用目的が事業用（事務所、社宅等）ではない住宅であること（併用住宅の場合は、住宅部分のみを補助対象とする。）。
- ⑤物件所有者（売主/贈与者/貸主）と利用者（買主/受贈者/借主）の関係が三親等以内である場合は、補助の対象とならない。 など

※交付申請書の審査終了・処分前の市の現地確認ののち、市から交付決定通知書が発行される前に、
家財処分を行わないで下さい。

決定通知書発行前に家財処分を行なった場合は、補助金の交付が受けられませんのでご注意下さい。

※家財処分補助申請を行った場合は、申請日から3年間空き家バンクの登録抹消ができません。
(契約が成立した場合、及び天災等やむを得ない事由がある場合を除く)

【補助額】 全額補助（上限10万円）

【交付申請】

(申請期限)

空き家バンク登録前から、登録後に売買、贈与又は賃貸借契約が成立後までの間で、かつ家財処分を実施する日の1週間前まで

(提出書類)

- ・交付申請書（様式第1号）※由布市で課税がある場合は、由布市税完納証明の提出も必要
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・承諾書兼誓約書（様式第4号）
- ・見積書
- ・振込先口座（預金通帳又はキャッシュカードの写し）
- ・写真（施行前）

【実績報告】

(実績期限)

事前家財処分完了後、業者への支払いを完了した日から起算して15日以内かつ当該完了した日の属する年度の末日まで

(提出書類)

- ・実績報告書（様式第9号）
- ・事業実績書（様式第2号）
- ・収支精算書（様式第3号）
- ・領収書の写し
- ・写真（施行後）

空き家改修補助については次のページをご覧ください。

(2) 改修補助

【補助対象者】

空き家バンク制度で契約成立した物件所有者（売主/贈与者/貸主）、利用者（買主/受贈者/借主）

【補助要件】

- ①利用者等が改修した住宅に5年間定住することを誓約できること
- ②所有者と利用者が契約締結済みであること
- ③所有者と利用者が三親等以内の関係でないこと
- ④改修は、由布市内の事業者が施行すること
- ⑤賃借人（借主）が住宅の改修を行う場合は、改修に対する所有者等の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除並びに有益費償還請求権及び買取請求権放棄がなされていること。
- ⑥補助金の交付年度内（**県外移住者への補助金の場合は3月頭**）に完了すること
- ⑦由布市税の滞納をしていないこと
- ⑧空き家の利用目的が事業用（事務所、社宅等）ではない住宅であること（併用住宅の場合は、住宅部分のみを補助対象とする。）。 など

【補助額・補助率】

（基本額）改修に係る費用の1/2（50%）（売買・贈与物件：上限100万円、賃貸物件：上限50万円）

※交付申請書の審査終了・改修前の市の現地確認ののち、市から交付決定通知書が発行される前に、改修工事を行わないで下さい。

決定通知書発行前に改修工事を行なった場合は、補助金の交付が受けられませんのでご注意ください。

※5年間の定住要件等各要件を破った場合は、補助金の返還が必要になりますので、ご注意ください。

（加算①）

空き家の所在地が由布市内の過疎・辺地地域（※）で、前年度所得が1,000万円以下の方
基本額の補助率に+25%加算（売買・贈与物件の場合は上限50万円、賃貸物件の場合は上限25万円）

※所在地が、過疎。辺地地域かどうかは、市の補助金担当へお問い合わせください。

（加算②）

加算①の対象者で世帯に中学生以下（申請日現在で15歳未満）の子供が1人以上いる方
基本額と加算①の補助率に+15%加算（売買・贈与物件：上限30万円、賃貸物件：上限15万円）

【交付申請】

（申請期限） → 売買、贈与又は賃貸借契約締結後1年を経過するまでの間
県外からの移住の場合は上記の条件かつ、移住した日から1年以内に空き家バンクの利用登録を行い、移住した日から3年以内に補助金交付申請をすることが必要。

（提出書類）

- ・交付申請書（様式第1号）※由布市で課税がある場合は、由布市税完納証明の提出も必要
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・承諾書兼誓約書（様式第4号）
- ・賃貸借物件改修に係る承諾書（様式第5号）※賃貸借契約の場合のみ
- ・売買・贈与契約書もしくは賃貸借契約書
- ・見積書（**由布市内の施行事業者のものに限る**）
- ・振込先口座（預金通帳又はキャッシュカードの写し）
- ・写真（施行前）
- ・前年度の所得証明書（※加算要件①の確認用）
- ・住民票（※加算要件②の確認用。世帯全員が記載されているもの）

【実績報告】

（実績期限） →改修完了後、市の検査を受け、業者へ支払いを完了した日から起算して
15日以内かつ当該完了した日の属する年度の末日まで

※県外からの移住者への補助金で財源が県費である場合は、当該年度の3月頭まで

（提出書類）

- ・実績報告書（様式第9号）
- ・事業実績書（様式第2号）
- ・収支精算書（様式第3号）
- ・領収書の写し（**領収書の金額は、申請時の見積書と同額である必要があります**）
- ・写真（施行後）
- ・住民票（改修対象の住宅に居住していることが分かるもの。加算要件②の提出書類と併用可）

